

- ・当法人は、野菜生産者に対して、価格低落時等の価格補てんを行う価格安定制度を実施することにより、野菜の生産及び価格の安定を図り、もって野菜経営の健全な発展を図ることを目的に、国(36%)、県(28%)、市町(14%)、生産者団体(農協等22%)の出資を得て、昭和46年に設立された。
- ・本県の野菜生産を取り巻く環境は、輸入野菜の急増、生産者の高齢化、異常気象等天候に起因する生産の不安定化などから、野菜価格が低迷し作付面積が減少傾向にあるなど、厳しさを増しており、産地の体質強化と農家経営の安定に努める必要がある。
- ・当法人では、野菜価格低落時に生産者への価格補てんを行う価格安定制度や生産者の生産・流通体制改革に対する支援事業を実施しており、野菜農家の経営安定、野菜産地の育成に寄与していることから、当法人は継続して事業を実施するが、金利の低下により財産等運用益が減少したことで厳しい経営状況にあることから、生産農家の経営安定化のため価格安定化事業を実施するなど事業内容が類似する「(社)愛媛県果実生産出荷安定基金協会と統合」とされた法人である。
- ・出資法人改革実施計画等の進捗状況、自己点検評価(1次評価)等を踏まえた2次評価は次のとおりである。

1 出資法人の自主性・自律性の向上に向けた取組

(1) 組織体制の見直し

- ・当法人は、21年度までに、果実基金協会と統合し、一層の経営効率化を図ることとしているが、統合までの間においても経営の健全化に向けた取組みを積極的に進めている。
16年度には、両協会の運営改善に向けた合同運営検討委員会を開催し、協会運営費確保のための分担金の徴収、当法人と果実基金協会の事務局の統合、給与規定の県準拠から全農えひめ準拠への切り替え、資金運用の効率化などの改善案を取りまとめ、17年度から取り組んでいるほか、新たに両法人により統合検討委員会を設置し、18年11月から統合の方法、統合後の運営について具体的な検討を行い、19年6月に理事会に答申する予定であり、統合のメリットが最大限発揮されるよう十分な検討を行っていただきたい。
- ・組織体制については、改善案に沿い、事務経費の節減と効率化等を図るため、17年4月から、両法人の事務局を統合して、臨時職員1名を削減している。
- ・役員は、25名で、県、市町、生産者団体等から就任しており、全て非常勤である。

(2) 経営基盤の充実・強化

- ・当法人は、野菜出荷安定法等に基づく国の野菜価格安定制度、国制度対象外の小規模な産地等を対象とする県単独の野菜価格安定制度が主要な事業であり、その原資としての国、県、市町からの補助金及び制度に加入する生産者団体からの負担金が収入の大部分を占めている。
- ・その大半が、生産者への補てん金等として支出されており、野菜の価格・出荷量等により変動はあるものの、収益に影響を与えるものではなく、当法人の経営の課題は、人件費を含む事務局の運営経費である。運営経費については、基本財産、普通財産の運用益等を充てているが、近年の金利の低迷により、運用益が減少する一方で、経費が固定的に推移し、13年度以降当期収支差額が赤字となっている。そのため、17年度から前述した改善案に従い運営改善に取組み、当法人の会員農協等から協会運営費として負担金を徴収するとともに、事務局統合による経費削減を実施し、同年度の当期収支差額は赤字であるもののかなり改善している。今後は、実施計画にあるとおり、果実基金協会との統合により一層の経営基盤の充実・強化を図っていただきたい。
- ・さらに、19年度から、国は担い手を中心とした体質の強い産地づくり等を推進するため、野菜価格安定制度を見直す予定であり、本県野菜産地にも大きな影響があると予想されることから、生産者団体等の要望を踏まえながら、国、中央基金協会、県等関係機関と密接な連携を図り、適切な事業実施及び経営の健全化に努めていただきたい。
- ・なお、価格安定制度については、一部に、供給過剰状態の維持や零細経営者の温存、前向きな担い手の意欲の減退などを招くとして、批判的な考えもあるが、制度の実施により生産者の生産意欲を高揚し、野菜産地の維持・拡大を図るとともに消費者への安定供給が図られており、継続する必要性は高い。ただし、国においても意欲ある担い手を重点支援するなど制度の見直しを行うことも踏まえ、産地指定や積極的な制度への参加等に当たって、安定的・継続的に生産を行う担い手の育成に重点を置き、運用に当たっていただきたい。

(3) 役職員数及び給与制度の見直し

- ・役員数は、25名、全て非常勤で無報酬。職員数は、17年4月の県果実基金協会との事務局統合により臨時職員1名を削減し、全農えひめ兼務職員3名、プロパー職員2名、臨時職員2名の計7名で運営している。
当法人の事務局は、農業経営に関する指導等を行っている全農えひめに置き、全農えひめ職員の有する専門的知識等を活用して効率的に業務を行うため、兼務による体制をとっている。
- ・1次評価にあるとおり、今後統合委員会において統合後の運営体制等の検討を行う中で、適正な職員数の検討を行

っていただきたい。

- ・給与制度については、県職員基準から全農えひめ基準水準に切替え、更なる人件費の削減を図っている。

2 県の関与の適正化に向けた取組

(1) 財政的関与の見直し

- ・県は、国の指定を受けた一定規模以上の産地が国の指定する市場等に農協等を通じて出荷された野菜について、価格低落時に生産者に交付する補てん金の資金造成に必要な額を補助金として交付するものであり、年度により対象産地や野菜価格の変動等により事業費の増減はあるが、野菜価格及び野菜農家経営の安定のため必要であり、今後も継続して実施することは認められる。
- ・なお、産地指定に当たっては、県が野菜産地育成の観点から認定する必要があるが、前述の国の見直しの方針に沿って、生産者団体や市町などと連携して、継続的・安定的な担い手の育成等に向けて、重点的な支援を行っていただきたい。

(2) 人的関与の見直し

- ・県職員の派遣・兼務は行っていない。
- ・役員には、理事に農林水産部長ほか3名が就任しているが、法人統合に伴い1名にする計画である。当法人の業務推進に当たっては、国、県等との緊密な連携のもと業務を執行する必要があることから、就任は認められるものの、当法人の自主的・自律的な運営を図る観点から、計画どおりの削減に努めていただきたい。

3 経営情報等の積極的な開示に向けた取組み

- ・当法人独自のホームページは設けていないが、県のホームページ上で、事業計画・報告書、収支予算・計算書、貸借対照表、財産目録、正味財産増減計算書、定款、役員名簿等を公表するとともに、18年度から公益法人情報公開共同サイト（財団法人 公益法人協会が設置運営）でも情報公開を行っている。

4 総合的評価

【法人】

- ・厳しい経営環境の中、見直しの方向性である県果実生産出荷安定基金協会との統合に向け、取組みを行っており、財務の健全化など既に成果も現れている。今後は国の政策の見直しなども踏まえ、関係機関と連携を図りつつ、統合に向けた取り組みを進めること。

【所管課】

- ・法人の統合に向けた取組みの指導・支援を行うとともに、国の制度見直しに沿って適切な野菜農家の経営安定、産地育成に取り組むこと。